	肉骨粉	蒸製てい角粉	蒸製てい角骨粉
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	（削る）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

	肉骨粉	蒸製てい角粉	蒸製てい角骨粉
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。